

○岡山県公安委員会事務決裁規程

	平成11年 3 月23日 公安委員会規程第 1 号
改正 平成12年11月24日公安委員会規程第 8 号	平成13年 3 月 1 日公安委員会規程第 3 号
平成13年 7 月 5 日公安委員会規程第 7 号	平成13年10月 4 日公安委員会規程第 8 号
平成13年11月29日公安委員会規程第 9 号	平成14年 3 月12日公安委員会規程第 1 号
平成14年 3 月29日公安委員会規程第 5 号	平成14年 5 月28日公安委員会規程第10号
平成15年 8 月26日公安委員会規程第 5 号	平成15年10月21日公安委員会規程第 6 号
平成16年 5 月25日公安委員会規程第 4 号	平成16年 6 月25日公安委員会規程第 5 号
平成17年 4 月27日公安委員会規程第 2 号	平成17年12月13日公安委員会規程第 4 号
平成18年 2 月 3 日公安委員会規程第 2 号	平成18年 3 月17日公安委員会規程第 5 号
平成18年 5 月19日公安委員会規程第 6 号	平成18年 6 月21日公安委員会規程第 8 号
平成18年 6 月29日公安委員会規程第 9 号	平成18年10月20日公安委員会規程第10号
平成19年 3 月30日公安委員会規程第 3 号	平成19年 5 月24日公安委員会規程第 4 号
平成19年 6 月 1 日公安委員会規程第 8 号	平成19年11月30日公安委員会規程第13号
平成20年 3 月27日公安委員会規程第 3 号	平成20年 5 月27日公安委員会規程第 5 号
平成20年 6 月27日公安委員会規程第 6 号	平成20年 7 月25日公安委員会規程第 7 号
平成20年 8 月21日公安委員会規程第 8 号	平成20年11月13日公安委員会規程第 9 号
平成20年12月18日公安委員会規程第10号	平成21年 4 月 9 日公安委員会規程第 2 号
平成21年 6 月25日公安委員会規程第 9 号	平成21年12月 3 日公安委員会規程第12号
平成23年 2 月25日公安委員会規程第 1 号	平成24年10月26日公安委員会規程第 3 号
平成25年 3 月18日公安委員会規程第 2 号	平成25年 3 月25日公安委員会規程第 3 号
平成26年 3 月25日公安委員会規程第 2 号	平成26年 4 月11日公安委員会規程第 3 号
平成26年 5 月29日公安委員会規程第 5 号	平成28年 3 月29日公安委員会規程第 2 号
平成28年 6 月17日公安委員会規程第 4 号	平成28年11月29日公安委員会規程第 5 号
平成29年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号	平成29年 6 月 9 日公安委員会規程第11号
令和 2 年 3 月13日公安委員会規程第 2 号	令和 2 年11月20日公安委員会規程第 4 号
令和 3 年 3 月 9 日公安委員会規程第 3 号	令和 3 年 3 月12日公安委員会規程第 4 号
令和 4 年 1 月28日公安委員会規程第 2 号	令和 4 年 3 月10日公安委員会規程第 3 号
令和 4 年 5 月10日公安委員会規程第 4 号	令和 5 年 3 月 7 日公安委員会規程第 2 号

令和 5 年 3 月 28 日公安委員会規程第 4 号 令和 5 年 3 月 28 日公安委員会規程第 6 号
令和 6 年 3 月 11 日公安委員会規程第 1 号 令和 7 年 3 月 3 日公安委員会規程第 1 号
令和 7 年 3 月 14 日公安委員会規程第 2 号 令和 7 年 3 月 27 日公安委員会規程第 4 号
令和 8 年 5 月 29 日公安委員会規程第 2 号

岡山県公安委員会事務決裁規程を次のように定める。

岡山県公安委員会事務決裁規程

岡山県公安委員会の事務専決規程（昭和39年岡山県公安委員会規程第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めることにより、事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 公安委員会が、その権限に属する事務の処理について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 公安委員会に代わり、その権限に属する事務の処理について、常時最終的にその意思を決定することをいう。
- (3) 専決者 専決することができる者をいう。
- (4) 代決 専決者が不在の場合に、下位の者が専決者に代わって専決することをいう。
- (5) 不在 専決者が出張、休暇その他の事由により、専決することができない状態をいう。

（公安委員会が決裁する事務）

第3条 別表に掲げる事務については、公安委員会の決裁を受けなければならない。

2 別表に掲げる事務のほか、次のいずれかに該当する事案に係る事務については、公安委員会の決裁を受けなければならない。

- (1) 重要又は異例の事案
- (2) 公安委員会が了承しておく必要がある事案

（本部長が専決できる事務）

第4条 岡山県警察本部長（以下「本部長」という。）は、公安委員会の権限に属する事務

について、前条に規定する事務を除き、専決することができる。

2 本部長は、公安委員会の庶務について、専決することができる。

(特別な場合の専決等)

第5条 本部長は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第27条の3の規定による譲受け等の許可のうち、次のいずれかに該当する場合であって、緊急やむを得ないと認められるときは、第3条第1項の規定にかかわらず、専決することができる。

(1) 拳銃とこれに適合する拳銃実包を共に譲り受ける場合以外の場合

(2) 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けが多衆がい集する場所以外の場所で行われる場合

(3) その他危害予防上の措置が十分になされている場合

2 本部長は、前項の規定に基づき専決した場合は、事後速やかに公安委員会に報告するものとする。

(部長、警察署長等の専決等)

第6条 本部長は、第4条第1項及び第2項に規定する本部長が専決できる事務について、その一部を、警察本部の部長、警務部総務統括官、刑事部組織犯罪対策統括官、交通部運転免許センター長、課長（隊長、所長及び学校長を含む。）、次長（副隊長及び副校長を含む。）、課長補佐、警察署長、警察署副署長（副署長（行政職）を含む。）、理事官等（理事官、調査官、総務会計管理官、地域安全官、捜査管理官及び交通官をいう。）又は警察署の課長に専決させることができる。

2 本部長その他の専決者は、その権限に属する事務について、代決させることができる。この場合において、代決した者は、速やかに専決者の後関を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月24日公安委員会規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月5日公安委員会規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年10月4日公安委員会規程第8号）抄

1 この規程は、平成13年10月15日から施行する。

附 則（平成13年11月29日公安委員会規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月12日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月28日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年8月26日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成15年10月21日公安委員会規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年5月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月25日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年4月27日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年12月13日公安委員会規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月3日公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月17日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月19日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年6月21日公安委員会規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月29日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年10月20日公安委員会規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月24日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日公安委員会規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月30日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年3月27日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月25日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年8月21日公安委員会規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月13日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月18日公安委員会規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月9日公安委員会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月25日公安委員会規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月3日公安委員会規程第12号）

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則（平成23年2月25日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成23年〔中略〕4月1日〔中略〕から施行する。

附 則（平成24年10月26日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（平成25年3月18日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月11日公安委員会規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月29日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日公安委員会規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月17日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年11月29日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年3月2日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年6月9日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（令和2年3月13日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月20日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和３年３月９日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和３年３月12日から施行する。

附 則（令和３年３月12日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和３年３月26日から施行する。

附 則（令和４年１月28日公安委員会規程第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月10日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和４年３月11日から施行する。ただし、第２条中岡山県公安委員会事務
決裁規程第５条及び別表の改正規定は、令和４年３月15日から施行する。

附 則（令和４年５月10日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和４年５月13日から施行する。

附 則（令和５年３月７日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和５年３月16日から施行する。

附 則（令和５年３月28日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月28日公安委員会規程第６号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月11日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３日公安委員会規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月14日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月27日公安委員会規程第４号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年５月29日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和８年６月１日から施行する。

別表（第３条関係）

事務の種類	根拠規定	事項
警察法（昭和29 年法律第162号）	第38条第5項	公安委員会規則の制定
	第43条の2第1項	都道府県警察に対する監察の指示

に規定する事務	第43条の2第2項	指示に係る事項の履行状況を点検させることの決定
	第43条の2第3項	点検させる委員の事務を警察職員に補助させることの決定
	第45条	公安委員会の運営に関する必要な事項の決定
	第50条第1項	警察本部長の任免の同意
	第50条第2項	警察本部長の懲戒又は罷免に関する必要な勧告
	第53条の2	警察署協議会委員の委嘱
	第55条第3項	警視正以上の警察官の任免の同意等
	第55条第4項	警察職員の懲戒又は罷免に関する必要な勧告
	第56条第3項	警察職員の非違行為の報告の受理
	第58条	組織の細目的事項の決定
	第60条第1項	援助の要求及び援助の要求による派遣
	第60条の2	管轄区域の境界周辺における事案に関する権限についての関係都道府県警察との協議
	第66条	移動警察等に関する職権行使についての関係都道府県警察との協議
岡山県公安委員会運営規則（平成13年岡山県公安委員会規則第2号）に規定する事務	第2条第2項	大綱方針の決定
	第2条第4項	大綱方針に適合するための措置に関する指示
	第2条第5項	指示に基づいて執った措置の報告の受理
警察署協議会条例（平成13年岡山県条例第39号）に規定する事務	第3条第4項	警察署協議会委員の解嘱
警察署協議会運営規則（平成13年岡山県公安委	第5条第1項	弁明の機会の付与
	第5条第2項	辞職願の提出要求

員会規則第6号) に規定する事務		
岡山県公安委員	第10条第2項	文書の保存期間の延長及び再延長
会文書管理規程 (平成13年岡山 県公安委員会規 程第8号)に規定 する事務	第12条第2項	文書の保存期間満了前の廃棄
犯罪被害者等給 付金の支給等に よる犯罪被害者 等の支援に関す る法律(昭和55 年法律第36号)に 規定する事務	第11条第1項	裁定
	第12条第1項	仮給付金の支給の決定
	第13条第3項	裁定申請の却下
	第23条第1項	犯罪被害者等早期援助団体の指定
	第23条第5項	犯罪被害者等早期援助団体に対する措置命令
	第23条第6項	犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し
オウム真理教犯 罪被害者等を救 済するための給 付金の支給に関 する法律(平成20 年法律第80号)に 規定する事務	第7条第1項	裁定
	第8条第3項	裁定の申請の却下
国外犯罪被害者 慰金等の支給に 関する法律(平成 28年法律第73 号)に規定する事 務	第11条第1項	裁定
	第13条第3項	裁定の申請の却下
行政手続法(平成 5年法律第88号) に規定する事務	第26条	不利益処分決定

岡山県行政手続 条例（平成7年岡 山県条例第30号） に規定する事務	第26条	不利益処分の決定
岡山県行政情報 公開条例（平成8 年岡山県条例第3 号）に規定する事 務	第9条	公益上の理由による裁量的開示
	第10条	開示請求の拒否
	第11条第1項	公文書の全部又は一部を開示する旨の決定
	第11条第2項	公文書の全部を開示しない旨の決定
	第17条第1項	岡山県行政不服等審査会への諮問
	第30条	出資等法人の指定
	第33条	岡山県行政不服等審査会への諮問
個人情報保護の保護 に関する法律（平 成15年法律第57 号）に規定する事 務	第80条	裁量的開示
	第81条	開示請求の拒否
	第82条第1項	保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定
	第82条第2項	保有個人情報の全部を開示しない旨の決定
	第93条第1項	保有個人情報の訂正をする旨の決定
	第93条第2項	保有個人情報の訂正をしない旨の決定
	第101条第1項	保有個人情報の利用停止をする旨の決定
	第101条第2項	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定
	第105条3項	岡山県行政不服等審査会への諮問
被疑者取調べ適 正化のための監 督に関する規則 （平成20年国家 公安委員会規則 第4号）に規定す る事務	第11条	監督実施状況の報告の受理
	第14条	審査請求の引継ぎ

(平成26年法律第68号)に規定する事務	第25条第7項	執行停止の決定
	第26条	執行停止の取消し
	第45条第1項	審査請求の却下の裁決
	第45条第2項	審査請求の棄却の裁決
	第45条第3項	事情裁決
	第46条第1項	処分の全部若しくは一部の取消し又は変更の裁決
	第47条	事実上の行為が違法又は不当である旨の宣言 当該事実上の行為の撤廃若しくは変更又は処分 庁に対する撤廃若しくは変更の命令
	第49条第1項	不作為についての審査請求の却下の裁決
	第49条第2項	不作為についての審査請求の棄却の裁決
	第49条第3項	不作為が違法又は不当である旨の宣言 処分の実施又は不作為庁に対する処分実施命令
警察法第56条第3項の規定による報告等に関する規則(平成13年岡山県公安委員会規則第3号)に規定する事務	第4条第1項	警察職員の非違行為の疑いの認知時の報告の受理
監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2号)に規定する事務	第2条第3項	監察実施計画の報告の受理
	第5条	監察の実施状況の報告の受理
会計の監査に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第9号)に規定する事務	第6条	会計監査の実施状況の報告の受理

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）に規定する事務	第28条第1項	特例施設占有者の指定
	第30条第1項	特例施設占有者の指定の取消し
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に規定する事務	第18条	実地監査の指示
	第21条第1項	留置施設視察委員会委員の任命
	第230条第1項	再審査の申請の受理
	第230条第3項	再審査の申請の裁決
	第232条第1項	事実の申告の受理
	第232条第3項	申告に係る事実の確認及び確認結果の通知
留置施設視察委員会条例（平成19年岡山県条例第27号）に規定する事務	第3条第4項	留置施設視察委員会委員の解任
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する事務	第8条（第31条の23において準用する場合を含む。）	風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可の取消し
	第10条の2第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し
	第26条第1項	風俗営業の許可の取消し又は営業の停止の命令
	第26条第2項	風俗営業の許可の取消し等に伴う飲食店営業の停止の命令
	第30条第1項	店舗型性風俗特殊営業の停止の命令
	第30条第2項	店舗型性風俗特殊営業の廃止の命令
	第30条第3項	店舗型性風俗特殊営業の停止の命令等に伴う浴場業等の営業の停止の命令
	第31条の5第1項	無店舗型性風俗特殊営業の停止の命令

	第31条の5第2項	無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の廃止の命令
	第31条の6第2項第2号	無店舗型性風俗特殊営業の停止の命令
	第31条の6第2項第3号	無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の廃止の命令
	第31条の15第1項	店舗型電話異性紹介営業の停止の命令
	第31条の15第2項	店舗型電話異性紹介営業の廃止の命令
	第31条の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止の命令
	第31条の21第2項第2号	無店舗型電話異性紹介営業の停止の命令
	第31条の25第1項	特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は停止の命令
	第31条の25第2項	特定遊興飲食店営業の許可の取消し等に伴う飲食店営業の停止の命令
	第34条第2項	飲食店営業の停止の命令
	第35条	興行場営業の停止の命令
	第35条の2	特定性風俗物品販売等営業の停止の命令
	第35条の4第2項	接客業務受託営業の停止の命令
	第35条の4第4項第2号	接客業務受託営業の停止の命令
	第39条第1項	都道府県風俗環境浄化協会の指定
	第39条第4項	都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）に規定する事務	第5条第1項	遊技機の認定の取消し
	第5条第2項	弁明の機会の付与
	第7条の2第6項	遊技機製造能力の確認の取消し
	第11条第1項	遊技機の検定の取消し
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する	第11条第2項	遊技機の検定の取消し
	第11条第3項	弁明の機会の付与
	第62条の3	事象の状況等の事項の報告の受理

る法律（昭和32 年法律第166号） に規定する事務		
放射性同位元素 等の規制に関す る法律（昭和32 年法律第167号） に規定する事務	第31条の2	事象の状況等の事項の報告の受理
古物営業法（昭和 24年法律第108 号）に規定する事 務	第6条第1項	許可の取消し
	第6条第2項	許可の取消し
	第24条第1項	許可の取消し又は営業の停止の命令
	第24条第2項	営業の停止の命令
古物営業法施行 規則（平成7年国 家公安委員会規 則第10号）に規定 する事務	第19条の10第1項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
	第19条の14第1項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取 消し
	第29条第1項	盗品売買等防止団体の承認の取消し
質屋営業法（昭和 25年法律第158 号）に規定する事 務	第25条第1項	許可の取消し又は営業の停止の命令
警備業法（昭和47 年法律第117号） に規定する事務	第8条	認定の取消し
	第22条第7項	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
	第23条第5項	合格証明書の返納命令
	第42条第3項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令
	第49条第1項	営業の停止の命令
	第49条第2項	営業の廃止の命令
探偵業の業務の 適正化に関する 法律（平成18年法	第15条第1項	営業の停止の命令
	第15条第2項	営業の廃止の命令

律第60号)に規定する事務		
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）に規定する事務	第12条	営業の停止の命令
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）に規定する事務	第9条	指定の取消し
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定する事務	第14条第1項	事業の停止の命令
	第14条第2項	事業の廃止の命令
	第15条第2項第2号	事業の停止の命令
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に規定する事務	第11条第1項	許可の取消し
	第11条第2項	許可の取消し
	第11条第3項	許可の取消し
	第11条第4項	許可の取消し
	第11条第5項第1号	許可の取消し
	第11条第5項第2号	許可に係る用途の変更
	第11条第6項	許可の取消し
	第11条第7項	許可の取消し

	第11条の3第1項	年少射撃資格者の認定の取消し
	第11条の3第2項	年少射撃資格者の認定の取消し
	第27条の3	警察官等に対する拳銃等又は拳銃部品の譲受け等の許可
岡山県青少年健全育成条例(昭和52年岡山県条例第29号)に規定する事務	第18条第1項	利用カード販売の停止の命令
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)に規定する事務	第6条第3項	国家公安委員会が定める基準に該当する法人又は機関の認定
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する事務	第3条	暴力団の指定
	第4条	暴力団連合体の指定
	第5条第1項	暴力団の指定及び暴力団連合体の指定に係る意見聴取の実施
	第5条第1項	暴力団の指定及び暴力団連合体の指定に関する意見聴取の非公開の決定
	第6条第1項	国家公安委員会に対する確認請求
	第6条第4項	確認結果通知書(要件に該当するものを除く。)の受理
	第8条第2項	指定の取消し
	第8条第4項	国家公安委員会に対する取消確認請求
	第8条第5項	取消確認結果通知書(要件に該当するものを除く。)の受理
	第11条第2項	暴力的要求行為に対する再発防止命令

第12条第1項	暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令
第12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為に対する再発防止命令
第12条の4第1項	準暴力的要求行為の要求等に対する再発防止命令
第12条の4第2項	準暴力的要求行為の要求等の相手方に対する指示（緊急の必要がある場合におけるものを除く。）
第12条の6第2項	準暴力的要求行為に対する再発防止命令
第15条第1項	指定暴力団等相互間の対立抗争時の事務所の使用制限
第15条第2項	指定暴力団等相互間の対立抗争時の事務所の使用制限の期限の延長
第15条第3項	指定暴力団の内部抗争時の事務所の使用制限及び使用制限の期限の延長
第15条の2第1項	特定抗争指定暴力団等の指定
第15条の2第2項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長
第15条の2第3項	特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域の変更
第15条の2第8項	特定抗争指定暴力団等の指定に関する意見聴取の実施
第15条の2第9項	特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域の変更に関する意見聴取の実施
第15条の4第1項	特定抗争指定暴力団等の指定の取消し
第18条第2項	加入の強要等に対する再発防止命令
第18条第3項	少年脱退措置命令
第19条	加入の強要の命令等に対する再発防止命令
第22条第2項	指詰め of 強要等に対する再発防止命令
第23条	指詰め of 強要の命令等に対する再発防止命令
第26条第2項	少年に対する入れ墨の強要等に対する再発防止命令

第27条	少年に対する入れ墨の強要の要求等に対する再発防止命令
第30条の4	損害賠償請求等の妨害行為の防止命令
第30条の5第1項	暴力行為の賞揚等の禁止命令
第30条の5第2項	暴力行為の賞揚等の禁止命令の取消し
第30条の7第2項	縄張に係る禁止行為の約束に対する防止命令
第30条の7第3項	縄張に係る禁止行為に対する再発防止命令
第30条の7第4項	縄張に係る禁止行為の要求等に対する再発防止命令
第30条の8第1項	特定危険指定暴力団等の指定
第30条の8第2項	特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長
第30条の8第3項	特定危険指定暴力団等に係る警戒区域の変更
第30条の8第4項	特定危険指定暴力団等の指定に関する意見聴取の実施
第30条の8第4項	特定危険指定暴力団等の指定に関する意見聴取の非公開の決定
第30条の8第5項	特定危険指定暴力団等に係る警戒区域の変更に関する意見聴取の実施
第30条の8第5項	特定危険指定暴力団等に係る警戒区域の変更に関する意見聴取の非公開の決定
第30条の10第2項	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する再発防止命令
第30条の11第1項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限
第30条の11第2項	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限の期限の延長
第30条の12第1項	特定危険指定暴力団等の指定の取消し
第32条の3第1項	都道府県暴力追放運動推進センターの指定
第32条の3第5項	都道府県暴力追放運動推進センターに対する措置命令
第32条の3第6項	都道府県暴力追放運動推進センターの指定の取

		消し
	第34条第1項	意見聴取の実施
	第34条第1項	非公開の決定
	第35条第3項	意見聴取の実施
	第35条第4項	仮の命令をした旨の通知を受けたときの意見聴取の実施
	第35条第6項	仮の命令に係る命令
	第35条第8項	仮の命令の失効
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）に規定する事務	第2条第2項	主宰者の指名
	第8条第1項	忌避の申出の受理及び審査
	第8条第3項	忌避の申出に係る措置
	第40条第1項	意見聴取の再開
岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する事務	第21条	暴力団の排除に関する勧告
	第22条第1項	勧告した旨及び勧告の内容の公表
道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務	第4条第1項	信号機の設置
	第5条第2項	信号機の設置又は管理に係る事務の委任
	第51条の10	登録の取消し
	第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令
	第75条の27第1項	特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止
	第90条第1項	免許の拒否
	第90条第2項	免許の拒否

第90条第5項	免許の取消し
第90条第6項	免許の取消し
第90条第9項	免許を受けることができない期間の指定
第90条第10項	免許を受けることができない期間の指定
第99条第1項	指定自動車教習所の指定
第100条第1項	管理者等の法令違反に係る指定自動車教習所の 指定の取消し
第100条第1項	卒業証書又は修了証明書の発行禁止
第100条第2項	発行禁止処分に違反した場合の指定自動車教習 所の指定の取消し
第100条第2項	卒業証書又は修了証書の発行禁止期間の延長
第103条第1項	免許の取消し
第103条第2項	免許の取消し
第103条第4項	免許の取消し
第103条第7項	免許を受けることができない期間の指定
第103条第8項	免許を受けることができない期間の指定
第104条第1項	意見の聴取の実施（免許の取消しに係るものの うち、警察職員に係るもの、社会的反響が大き いもの又は将来紛議が予想されるものに限る。）
第104条第3項	意見の聴取の実施（免許の取消しに係るものの うち、警察職員に係るもの、社会的反響が大き いもの又は将来紛議が予想されるものに限る。）
第104条の2の2第2項	再試験不受験者に係る免許の取消し
第104条の2の3第3項	臨時認知機能検査不受検者、臨時高齢者講習不 受講者、臨時適性検査不受検者、診断書提出命 令違反者に係る免許の取消し
第104条の2の4第1項	不受講者に係る特例取得免許の取消し
第104条の2の4第2項	講習終了者の違反に係る特例取得免許の取消し
第107条の5第1項	自動車等の運転の禁止（1年未満のものを除く。）
第107条の5第2項	自動車等の運転の禁止

	第107条の5第9項	自動車等の運転の禁止（1年未満のものを除く。）
道路交通法施行	第22条第1項	試験場所の指定
規則（昭和35年総 理府令第60号）に 規定する事務	第28条の2	再試験場所の指定
自動車運転代行 業の業務の適正 化に関する法律 （平成13年法律 第57号）に規定す る事務	第7条第1項	自動車運転代行業の認定の取消し
自衛隊法（昭和29 年法律第165号） に規定する事務	第81条	治安出動要請に関する知事との協議